

教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）基本設計委託業務
公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 企画提案書について

本企画提案書は、教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）基本設計委託業務公募型プロポーザル参加申込書を提出した事業者が提案を行うためのものです。

2 企画提案書の内容

- (1) 企画提案書は別添様式により作成してください。
- (2) 作成にあたって文字の大きさは、10ポイント以上としてください。
※写真、イラスト、イメージ図に添えるキャプションは10ポイント未満でも可とするが、読みやすい大きさであること。
- (3) 様式企-2（1）（設計工程計画）に記載する内容は、以下のとおりです。
 - ア 設計工程表は、令和8年8月から令和9年3月を目安に作成すること。
 - イ 業務区分の区分方法は指定しないが、なるべく詳細に区分すること。
 - ウ 業務区分ごとに線表で表示し、1日当たりの調査・計画・設計などの作業要員数を換算人員数で当線上に記入し、延べ作業要員数、積算金額も記入すること。
- (4) 様式企-2（2）（本業務の実施体制）に記載する内容は、次のとおりです。
 - ア 本業務に従事する設計担当チームについて、担当分野別に記載すること。
 - イ 氏名、年齢、実務経験年数、資格及び日本国内で2005年以降に竣工した施設等の設計実績を記入すること。
 - ウ 協力事務所に該当するものは、氏名の下の（）内に「協力事務所名」を記入すること。
- (5) 様式企-2（3）（本業務の実施方針）に記載する内容は、本業務の取組体制、組織図（指揮命令系統が分かるもの）、設計チームの特徴、特に重視する設計上（意匠・構造・設備の各分野）の配慮事項、その他本業務実施に際してのポイントを簡潔に記載してください。
- (6) 様式企-3（1）から様式企-3（4）に記載する内容は、次のとおりです。

提案は教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）基本設計委託業務公募型プロポーザル説明書等を踏まえ、以下の内容に言及して文章で具体的かつ簡潔に記述してください。なお、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用できませんが、具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は提出しないこととします。

 - ア 様式企-3（1）
教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）に求められている機能を十分に果たすための現実的な対策と設計上の留意点
なお、提案にあたっては鉄筋コンクリート造、木造、その他適切な構造形式について、比較検討を行うこと。
 - イ 様式企-3（2）
建物の配置計画、動線計画、施設の各機能とその連携について、現実的な対策と設計上の留意点
小研修室の間仕切り壁を取り除くと90㎡程度の中研修室（4室程度必要）として使用できるようレイアウトの工夫を行うこと。

中研修室の間仕切り壁を取り除くと 460 m²程度の大研修室（1室のみ）として使用できるようレイアウトの工夫を行うこと。

ウ 様式企-3（3）

周辺環境への配慮、自然環境への配慮、省エネ対策について、現実的な対策と設計上の留意点

エ 様式企-3（4）

可能な限り多くの台数が駐車できるよう、駐車場の平面計画にも配慮すること。

オ 様式企-3（5）

整備費用の概算や整備費用縮減、ライフサイクルコストについて、現実的な対策と設計上の留意点

- (7) 様式企-4に「教育センター・中部教育事務所複合化庁舎（仮称）基本設計委託業公募型プロポーザル説明書」に示した業務内容に基づき本業務の見積書（内税）を作成してください。

3 企画提案書の提出

企画提案書の提出は、以下によることとします。

- (1) 提出様式：本要領に定められた様式とし、片面印刷とする。
- (2) 提出部数：11部
原本1部、副本10部、ただし写真はカラーコピー
・原本はファイル綴じせずにクリップ等で綴じること。
・副本は1部ごとに2穴A4判縦型ファイルに綴じること。
- (3) 提出場所：〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県教育委員会事務局教育政策課（担当 伊尾木、岩下）
電話 088 (821) 4902 FAX 088 (821) 4558
- (4) 提出期限：令和8年7月17日（金）午後5時必着
- (5) 提出方法：持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る）

4 その他

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加および修正は認めません。
- (3) 要求された内容以外の書類、図面等については受理しません。
- (4) 提出された企画提案書および添付書類は返却しません。
- (5) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの